

第27号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例について

1 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下建築物省エネ法）」の改正に伴う審査手数料関係

（1）改正理由

建築物省エネ法が平成27年7月8日に公布され、誘導措置に関する部分については、平成28年4月1日から施行されている。

今回の条例改正に係る建築物省エネ法に基づく規制措置に関する部分については、平成29年4月1日から施行されることとなっており、この規制措置である建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合性について審査手数料を新たに定める必要がある。

（2）改正内容

- ① 大規模非住宅建築物（非住宅部分の延べ床面積2,000㎡以上）の新築等を行う場合は、当該建築物を省エネ基準に適合させなければならないこととなり、建築基準法上の建築確認・完了検査においても省エネ基準への適合チェックが行われることから、省エネ基準に適合しているかどうかの審査に係る手数料を新たに定める。
- ② その他、既に平成28年4月1日から施行されている建築物省エネ法に基づく建築物の容積率特例制度等に係る部分について、東京都の手数料条例に合わせ文言の一部修正を行う。

（3）施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○品川区手数料条例

新				旧			
別表（第2条関係） （5） 都市環境部関係				別表（第2条関係） （5） 都市環境部関係			
60の3の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。）を含む建築物をいう。次項および60の7の項において同じ。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者の	計画提出または計画通知のとき。				

新			旧		
		みが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、			

新					旧				
			卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。)の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為(同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。)に該当する増築または改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額)						

新					旧				
			(1) 非住宅部分 の用途が工場 等のみの場合 ア 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 27,100円 イ 当該部分 の床面積の 合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円 ウ 当該部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 128,000 円 エ 当該部分 の床面積の						

新					旧				
			<u>合計が</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上25,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>161,000</u> <u>円</u>						
			<u>オ 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>201,000円</u>						
			<u>(2) 非住宅部分</u> <u>の用途が工場</u> <u>等のみの場合</u> <u>以外の非住宅</u> <u>部分の場合</u> <u>ア モデル建</u> <u>物法（建築</u> <u>物エネルギー</u> <u>消費性能</u> <u>基準等を定</u> <u>める省令</u> <u>（平成28年</u> <u>経済産業</u> <u>省・国土交</u> <u>通省令第1</u> <u>号。60の4</u> <u>の項および</u> <u>60の6の項</u>						

新					旧				
			において 「省令」と いう。) 第 1条第1項 第1号イの 一次エネル ギー消費量 (以下この 項および60 の4の項に おいて「一 次エネルギ ー消費量」 という。) の算出に用 いるべき標 準的な建築 物を用いて 評価する方 法をいう。 次項、60の 6の項およ び60の7の 項において 同じ。) に よるとき。 (ア) 当該 部分の床 面積の合 計が300 平方メー トル以上 2,000平						

新					旧				
			<u>方メートル未満のもの</u> <u>145,700</u> <u>円</u> <u>(イ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満のもの</u> <u>235,700</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満のもの</u> <u>309,000</u> <u>円</u> <u>(エ) 当該部分の床</u>						

新					旧				
			面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 371,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 435,000円 イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および						

新					旧				
			<u>60の7の項</u> <u>において同</u> <u>じ。)によ</u> <u>るとき。</u> <u>(ア) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が300</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>2,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>367,100</u> <u>円</u> <u>(イ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u> <u>2,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル以上</u> <u>5,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>523,700</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u>						

新					旧				
			<u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満のもの</u> <u>646,000円</u> <u>(エ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>10,000平方メートル以上</u> <u>25,000平方メートル未満のもの</u> <u>763,000円</u> <u>(オ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>871,000円</u>						
60の3の3	建築物のエ	建築物エネルギー	次に掲げる区分に	変更計画					

新				旧					
	<u>エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項または第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	<u>ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>	応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額と	<u>提出または変更計画通知のとき。</u>					

新					旧				
			<u>し、非住宅部分の</u> <u>一部に工場等の用</u> <u>途を含む一の建築</u> <u>物の手数料の額</u> <u>は、非住宅部分の</u> <u>用途が工場等のみ</u> <u>の場合以外の非住</u> <u>宅部分の場合によ</u> <u>り算出した額と</u> <u>し、特定建築行為</u> <u>に該当する増築ま</u> <u>たは改築（建築物</u> <u>のエネルギー消費</u> <u>性能の向上に關す</u> <u>る法律附則第3条</u> <u>第1項の規定が適</u> <u>用される特定増改</u> <u>築を除く。）を行</u> <u>う場合の手数料の</u> <u>額は、当該増築ま</u> <u>たは改築に係る部</u> <u>分の床面積の合計</u> <u>に応じて算出した</u> <u>額）</u> <u>(1) 非住宅部分</u> <u>の用途が工場</u> <u>等のみの場合</u> <u>ア 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上</u> <u>2,000平方</u>						

新					旧				
			メートル未 満のもの 19,100円						
			イ 当該部分 の床面積の 合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 56,400円						
			ウ 当該部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 90,000円						
			エ 当該部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 113,000 円						
			オ 当該部分 の床面積の						

新					旧				
			合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 141,000円 (2) 非住宅部分 の用途が工場 等のみの場合 以外の非住宅 部分の場合 ア モデル建 物法による とき。 (ア) 当該 部分の床 面積の合 計が300 平方メー トル以上 2,000平 方メート ル未満の もの 102,100 円 (イ) 当該 部分の床 面積の合 計が 2,000平 方メート ル以上 5,000平						

新					旧				
			<u>方メートル未満のもの</u> <u>165,100</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満のもの</u> <u>216,000</u> <u>円</u> <u>(エ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>10,000平方メートル以上</u> <u>25,000平方メートル未満のもの</u> <u>260,000</u> <u>円</u> <u>(オ) 当該部分の床</u>						

新					旧					
			面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 305,000円							
			イ 標準入力法等によるとき。							
			(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円							
			(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの							

新					旧				
			<u>もの</u> <u>366,700</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u> <u>5,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル以上</u> <u>10,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>453,000</u> <u>円</u> <u>(エ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u> <u>10,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル以上</u> <u>25,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>535,000</u> <u>円</u> <u>(オ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u>						

新					旧				
			25,000平方メートル以上のもの 610,000円						
60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積	認定申請のとき。		60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウおよびエまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号ウもしくはエまたは第2号ウ、エもしくはオに規定する部分が存在しない場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、共同住宅等のうち非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。	認定申請のとき。	

新					旧				
			の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)とし、認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手				以下同じ。)を有しないものは第1号イおよびウまたは第2号イおよびウに掲げる額の合計額とし、共同住宅等のうち非住宅部分を有するものは第1号イ、ウおよびエまたは第2号イ、ウ、エおよびオに掲げる額の合計額とする。)とし、認定申請に併せて同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る		

新					旧				
			数料を加えた額) <u>に相当する額を加</u> えた額				部分が含まれる場 合においては当該 昇降機1基につい て2の項または3 の項に掲げる額の 手数料を加えた <u>額) の手数料を加</u> えた額		
			(1) 認定申請に 併せて建築物の エネルギー消費 性能の向上に関 する法律第30条 第1項各号に掲 げる基準に適合 していることを 示す書類として <u>区長が定めるも</u> <u>のが提出された</u> 場合				(1) 認定申請に 併せて <u>区長が別</u> <u>に定める建築物</u> のエネルギー消 費性能の向上に 関する法律第30 条第1項各号に 掲げる基準に適 合していること を示す書類が提 出された場合		
			ア 一戸建て住 宅のとき。 5,100円				ア 一戸建て住 宅のとき。 5,100円		
			イ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち住戸 ごとの申請の とき。 (ア) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 <u>満</u>				イ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち <u>一</u> 住戸ごとの申 請のとき。 (ア) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル <u>以内</u>		

新					旧				
			のもの 9,700円 (イ) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> 21,000円				のもの 9,700円 (イ) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートルを <u>超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 21,000 円		
			(ウ) 当該住 戸の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> 46,000円				(ウ) 当該住 戸の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 46,000 円		
			(エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 <u>上のもの</u> 81,000円				(エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超えるもの</u> 81,000円		
			ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうちの 建築物の住宅				ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうちの 建築物の住宅		

新					旧				
			部分に係る申請のとき。				部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。		
			(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円				(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,700円		
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円				(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 21,000円		
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 21,000円				(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 21,000円		

新					旧				
			方メートル 未満のもの 46,000円				平方メートル 以内のもの の 46,000 円		
			(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 81,000円				(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超えるもの 81,000円		
			エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 申請のとき。				エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 申請のとき。		
			(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 9,700円				(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9,700円		
			(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 27,100円				(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、2,000 平方メート ル以内のも の 27,100		

新					旧				
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円				円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,400円		
			(エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円				(エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 128,000円		
			(オ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円				(オ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 161,000円		
			(カ) 当該部分の床面積				(カ) 当該部分の床面積		

新					旧				
			の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 201,000円				の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 201,000円		
			(2) 第1号以外 の場合				(2) 第1号以外 の場合		
			ア 一戸建て住 宅のとき。				ア 一戸建て住 宅のとき。		
			(ア) 当該住 宅の床面積 の合計が 200平方メ ートル未満 のもの 34,400円				(ア) 当該住 宅の床面積 の合計が 200平方メ ートル以内 のもの 34,400円		
			(イ) 当該住 宅の床面積 の合計が 200平方メ ートル以上 のもの 38,400円				(イ) 当該住 宅の床面積 の合計が 200平方メ ートルを超 えるもの 38,400円		
			イ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち住戸 ごとの申請の とき。				イ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 住戸ごとの申 請のとき。		
			(ア) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満				(ア) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内		

新					旧				
			のもの 69,100円 (イ) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> 116,000円				のもの 69,100円 (イ) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 116,000円 (ウ) 当該住 戸の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 196,000円 (エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超えるもの</u> 281,000円 ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうちの 建築物の住宅		
			(ウ) 当該住 戸の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> 196,000円				(ウ) 当該住 戸の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 196,000円 (エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超えるもの</u> 281,000円 ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうちの 建築物の住宅		
			(エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 <u>上のもの</u> 281,000円				(エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超えるもの</u> 281,000円		

新					旧				
			部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方				部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 69,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 116,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 196,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方		

新					旧				
			メートル以上のもの 281,000円 エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物および省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合の				メートルを超えるもの 281,000円 エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法による場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1号イに定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。）の申請のとき。		

新					旧				
			申請のとき。						
			(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの				(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		
			87,100円				87,100円		
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		
			145,700円				145,700円		
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		
			235,700円				235,700円		
			(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上				(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを		

新					旧				
			<u>上10,000平方メートル未満のもの</u> 309,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 435,000円 オ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を <u>基に算定した一次エネルギー消費量</u>				<u>超え、10,000平方メートル以内のもの</u> 309,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 371,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 435,000円 オ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る標準入力法等による場合 (建築物のエネルギー消費性能の向上に <u>関する法律第</u>		

新					旧				
			<u>び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)</u> による場合の申請のとき。				<u>2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。)</u> の申請のとき。		
			(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>未満</u> のもの 227,100円				(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>以内</u> のもの 227,100円		
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>以上</u> <u>2,000平方メートル未</u> <u>満</u> のもの 367,100円				(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを <u>超え、2,000平方メートル以内</u> のもの 367,100円		
			(ウ) 当該部分の床面積				(ウ) 当該部分の床面積		

新					旧				
			の合計が 2,000平方 メートル以 <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> 未満のもの 523,700円				の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 523,700円		
			(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 <u>上10,000平</u> <u>方メートル</u> 未満のもの 646,000円				(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超え、</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u> 646,000円		
			(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 <u>上25,000平</u> <u>方メートル</u> 未満のもの 763,000円				(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを <u>超え、</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u> 763,000円		
			(カ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以				(カ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを		

新					旧				
			上のもの 871,000円				超えるもの 871,000円		
60の5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、 <u>住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計と</u>	変更認定申請のとき。	60の5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、 <u>第1号ウおよびエまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エまたは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、共同住宅等のうち非住宅部分を有しないものは第1号イおよびウまたは第2号イおよびウに掲げる額の合計額とし、共同住宅等のうち非住宅部分を有するものは第1号イ、ウおよびエまたは第2号イ、</u>	変更認定申請のとき。

新					旧				
			みなして算出した額)とし、認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額 (認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加				ウ、エおよびオに掲げる額の合計額)とし、認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額 (認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手 数料を加えた額)		

新					旧				
			えた額				の手数料を加えた額		
			(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合				(1) 認定申請に併せて <u>区長が別に定める建築物</u> のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		
			ア 一戸建て住宅のとき。				ア 一戸建て住宅のとき。		
			3,700円				3,700円		
			イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。				イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の住戸ごとの申請のとき。		
			(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの				(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		
			6,900円				6,900円		
			(イ) 当該住戸の床面積				(イ) 当該住戸の床面積		

新					旧				
			の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> 15,000円				の合計が 300平方メ ートルを <u>超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 15,000 円		
			(ウ) 当該住 戸の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> 32,000円				(ウ) 当該住 戸の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 32,000 円		
			(エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 <u>上のもの</u> 57,000円				(エ) 当該住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超えるもの</u> 57,000円		
			ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の住宅 部分に係る申 請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積				ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の住宅 部分に係る申 請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積		

新					旧				
			の合計が 300平方メ ートル未 <u>満</u> のもの 6,900円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満</u> のもの 15,000円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満</u> のもの 32,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 <u>上</u> のもの 57,000円 エ 一戸建て住				の合計が 300平方メ ートル以 <u>内</u> のもの 6,900円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを <u>超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内</u> のも の 15,000 円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内</u> のも の 32,000 円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超えるもの</u> 57,000円 エ 一戸建て住		

新					旧				
			宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 (エ) 当該部				宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,900円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 19,100円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,400円 (エ) 当該部		

新					旧				
			分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 90,000円				分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 90,000円		
			(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 113,000円				(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 113,000円		
			(カ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 141,000円				(カ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 141,000円		
			(2) 第1号以外 の場合 ア 一戸建て住 宅のとき。				(2) 第1号以外 の場合 ア 一戸建て住 宅のとき。		
			(ア) 当該住 宅の床面積 の合計が				(ア) 当該住 宅の床面積 の合計が		

新					旧				
			200平方メ ートル <u>未</u> 満 のもの 24,200円 (イ) 当該住 宅の床面積 の合計が 200平方メ ートル <u>以上</u> <u>の</u> もの 27,000円 イ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち住戸 ごとの申請の とき。 (ア) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル <u>未</u> 満 のもの 48,500円 (イ) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル <u>以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満</u> のもの 81,000円				200平方メ ートル <u>以内</u> のもの 24,200円 (イ) 当該住 宅の床面積 の合計が 200平方メ ートル <u>を</u> <u>超</u> <u>える</u> もの 27,000円 イ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち <u>一</u> の 住戸ごとの申 請のとき。 (ア) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル <u>以内</u> のもの 48,500円 (イ) 当該住 戸の床面積 の合計が 300平方メ ートル <u>を</u> <u>超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内</u> のも の 81,000 円		

新					旧				
			(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円				(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 138,000円		
			(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円				(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 197,000円		
			ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。				ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。		
			(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円				(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 48,500円		
			(イ) 当該部分の床面積の合計が				(イ) 当該部分の床面積の合計が		

新					旧				
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 81,000円				300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 81,000円		
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円				(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 138,000円		
			(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円				(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 197,000円		
			エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。				エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。		
			(ア) 当該部				(ア) 当該部		

新					旧				
			分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 <u>満</u> のもの 61,100円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満</u> のもの 102,100円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満</u> のもの 165,100円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 <u>上10,000平</u> <u>方メートル</u>				分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 <u>内</u> のもの 61,100円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを <u>超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内</u> のも の 102,100円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内</u> のも の 165,100円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超え、</u> <u>10,000平方</u>		

新					旧				
			未満のもの 216,000円				メートル以 内のもの 216,000円		
			(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000円				(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 260,000円		
			(カ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円				(カ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 305,000円		
			オ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうちの 建築物の非住 宅部分に係る 標準入力法等 による場合の 申請のとき。				オ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうちの 建築物の非住 宅部分に係る 標準入力法等 による場合の 申請のとき。		
			(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満				(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内		

新					旧				
			のもの 159,100円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> 257,100円				のもの 159,100円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 257,100円		
			(ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> 366,700円				(ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> の 366,700円		
			(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 <u>上10,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> 453,000円				(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを <u>超え、</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u> 453,000円		
			(オ) 当該部				(オ) 当該部		

新					旧				
			分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円				分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 535,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 610,000円		
60の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。））	認定申請のとき。		60の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等のうち非住宅部分を有するものの申請の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計を第1号イまたは第2号ウもしくはエの床面積の合計とみなして算出した額および当該建築物の非住宅部分の床面積の合計を第1号ウまたは第2号オ	認定申請のとき。	

新					旧				
			(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として<u>区長が定めるものが提出された場合</u> ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円 イ <u>一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分</u>のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 (イ) 当該部				もしくはカの床面積の合計とみなして算出した額を合算した額) (1) 認定申請に併せて<u>区長が別に定める建築物</u>のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円 イ <u>共同住宅等</u>のうち非住宅部分を有しないもののとき。 (ア) 当該共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,700円 (イ) 当該共		

新					旧				
			<u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> 21,000円				同住宅等の 床面積の合 計が300平 方メートル を超え、 2,000平方 メートル以 内のもの 21,000円		
			(ウ) 当該部 <u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 46,000円				(ウ) 当該共 同住宅等の 床面積の合 計が2,000 平方メート ルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 46,000円		
			(エ) 当該部 <u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> 5,000平方 メートル以 上のもの 81,000円				(エ) 当該共 同住宅等の 床面積の合 計が5,000 平方メート ルを超える もの 81,000円		
			ウ <u>一戸建て住</u> <u>宅以外の建築</u> <u>物の非住宅部</u> <u>分のとき。</u>				ウ <u>アおよびイ</u> <u>以外の建築物</u> <u>のうち住宅部</u> <u>分を有しない</u> <u>もののとき。</u>		
			(ア) 当該部				(ア) 当該建		

新					旧				
			分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 9,700円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 27,100円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル				建築物の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9,700円 (イ) 当該建 築物の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、2,000 平方メート ル以内のも の 27,100 円 (ウ) 当該建 築物の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の 80,400 円 (エ) 当該建 築物の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方		

新					旧				
			未満のもの 128,000円				メートル以 内のもの 128,000円		
			(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 161,000円				(オ) 当該建 築物の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 161,000円		
			(カ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 201,000円				(カ) 当該建 築物の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 201,000円		
			(2) 第1号以外 の場合				(2) 第1号以外 の場合		
			ア 一戸建て住 宅のうち性能 基準(省令第 1条第1項第 2号イ(1)およ び同号ロ(1)に 定める基準を いう。)によ る場合の申請 のとき。				ア 一戸建て住 宅のうち性能 基準による場 合(建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第2条第3号 の建築物エネ ルギー消費性 能基準につい		

新					旧				
			(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円 (イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円 イ 一戸建て住宅のうち仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において				て建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イに定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。)の申請のとき。 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 34,400円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 38,400円 イ 一戸建て住宅のうち仕様基準による場合(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネ		

新					旧				
			同じ。)による場の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円 ウ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であって性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)および				ルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号ロに定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。)の申請のとき。 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,700円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,100円 ウ 共同住宅等のうち非住宅部分を有しないものであって性能基準による場合の申請のとき。		

新					旧				
			び同号ロ(1)ま たは同項第3 号に定める基 準をいう。)						
			による場合の 申請のとき。						
			(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 69,100円					(ア) 当該共 同住宅等の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの 69,100円	
			(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 116,000円					(イ) 当該共 同住宅等の 床面積の合 計が300平 方メートル を超え、 2,000平方 メートル以 内のもの 116,000円	
			(ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 196,000円					(ウ) 当該共 同住宅等の 床面積の合 計が2,000 平方メー ルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 196,000円	

新					旧				
			(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円				(エ) 当該共同住宅等の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 281,000円		
			エ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であつて仕様基準による場合の申請のとき。				エ 共同住宅等のうち非住宅部分を有しないものであつて仕様基準による場合の申請のとき。		
			(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円				(ア) 当該共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 33,100円		
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円				(イ) 当該共同住宅等の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 58,000円		
			(ウ) 当該部				(ウ) 当該共		

新					旧				
			分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 104,000円				同住宅等の 床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 104,000円		
			(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 157,000円				(エ) 当該共 同住宅等の 床面積の合 計が5,000 平方メー トルを超える もの 157,000円		
			オ <u>一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分</u> であってモ デル建物法に よる場合の申 請のとき。				オ <u>アからエ以 外の建築物の うち住宅部分 を有しないも の</u> であってモ デル建物法に よる場合の申 請のとき。		
			(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの 87,100円				(ア) 当該建 築物の床面 積の合計が 300平方メ ートル以 内のもの 87,100円		
			(イ) 当該部				(イ) 当該建		

新					旧				
			分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 145,700円				建築物の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、2,000 平方メー トル以内の もの 145,700円		
			(ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 235,700円				(ウ) 当該建 築物の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内の もの 235,700円		
			(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000円				(エ) 当該建 築物の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 309,000円		
			(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方				(オ) 当該建 築物の床面 積の合計が 10,000平方		

新					旧				
			メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円 カ <u>一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分</u>であって標準入力法等による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上				メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 371,000円 (カ) 当該建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円 カ <u>アからエ以外の建築物のうち住宅部分を有しないものである</u>であって標準入力法等による場合の申請のとき。 (ア) 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 227,100円 (イ) 当該建築物の床面積の合計が300平方メートルを超		

新					旧				
			2,000平方 メートル未 満のもの 367,100円				え、2,000 平方メー トル以内の もの 367,100円		
			(ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700円				(ウ) 当該建 築物の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内の もの 523,700円		
			(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000円				(エ) 当該建 築物の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 646,000円		
			(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの				(オ) 当該建 築物の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以		

新					旧				
			763,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円				内のもの 763,000円 (カ) 当該建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 871,000円		
60の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明 明手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気	交付申請のとき。						

新					旧				
			に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した						

新					旧				
			額)						
			(1) 非住宅部分 の用途が工場 等のみの場合 ア 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 19,100円 イ 当該部分 の床面積の 合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 56,400円 ウ 当該部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 90,000円 エ 当該部分 の床面積の						

新				旧			
			<u>合計が</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上25,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>113,000</u> <u>円</u> <u>オ 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>141,000円</u> <u>(2) 非住宅部分</u> <u>の用途が工場</u> <u>等のみの場合</u> <u>以外の非住宅</u> <u>部分の場合</u> <u>ア モデル建</u> <u>物法による</u> <u>とき。</u> <u>(ア) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が300</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>2,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u>				

新					旧				
			<u>102,100</u> 円 (イ) 当該 部分の床 面積の合 計が <u>2,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル以上</u> <u>5,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>165,100</u> 円 (ウ) 当該 部分の床 面積の合 計が <u>5,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル以上</u> <u>10,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>216,000</u> 円 (エ) 当該 部分の床 面積の合 計が <u>10,000平</u>						

新					旧				
			<u>方メートル以上</u> <u>25,000平方メートル未満のもの</u> <u>260,000円</u> <u>(オ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>305,000円</u> <u>イ 標準入力法等によるとき。</u> <u>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100円</u>						

新					旧				
			<u>(イ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u> <u>2,000平</u> <u>方メートル</u> <u>以上</u> <u>5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満の</u> <u>もの</u> <u>366,700</u> <u>円</u>						
			<u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u> <u>5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>以上</u> <u>10,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満の</u> <u>もの</u> <u>453,000</u> <u>円</u>						
			<u>(エ) 当該</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が</u> <u>10,000平</u> <u>方メートル</u> <u>以上</u>						

新						旧					
			<u>25,000平方メートル未満のもの</u> <u>535,000円</u> <u>(オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> <u>610,000円</u>								

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

建築物省エネ法に基づく審査手数料一覧

○申請手数料

(1) 工場等のみ

ア	300㎡	以上	2,000㎡	未満	27,100円
イ	2,000㎡	以上	5,000㎡	未満	80,400円
ウ	5,000㎡	以上	10,000㎡	未満	128,000円
エ	10,000㎡	以上	25,000㎡	未満	161,000円
オ	25,000㎡	以上			201,000円

(2) 非住宅のみ・非住宅に
工場部分を含むもの

					ア	イ
					モデル建物法	標準入力法等
(ア)	300㎡	以上	2,000㎡	未満	145,700円	367,100円
(イ)	2,000㎡	以上	5,000㎡	未満	235,700円	523,700円
(ウ)	5,000㎡	以上	10,000㎡	未満	309,000円	646,000円
(エ)	10,000㎡	以上	25,000㎡	未満	371,000円	763,000円
(オ)	25,000㎡	以上			435,000円	871,000円

○着工後 計画内容に変更があった場合の申請手数料

(1) 工場等のみ

ア	300㎡	以上	2,000㎡	未満	19,100円
イ	2,000㎡	以上	5,000㎡	未満	56,400円
ウ	5,000㎡	以上	10,000㎡	未満	90,000円
エ	10,000㎡	以上	25,000㎡	未満	113,000円
オ	25,000㎡	以上			141,000円

(2) 非住宅のみ・非住宅に
工場部分を含むもの

					ア	イ
					モデル建物法	標準入力法等
(ア)	300㎡	以上	2,000㎡	未満	102,100円	257,100円
(イ)	2,000㎡	以上	5,000㎡	未満	165,100円	366,700円
(ウ)	5,000㎡	以上	10,000㎡	未満	216,000円	453,000円
(エ)	10,000㎡	以上	25,000㎡	未満	260,000円	535,000円
(オ)	25,000㎡	以上			305,000円	610,000円

大規模建築物の 省エネ基準適合 義務化が始まります！

平成29年4月スタート

省エネ基準適合義務の対象となる建築物(2,000㎡以上の非住宅建築物)については、省エネ基準に適合していなければ建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなります。



『建築物省エネ法』の省エネ基準適合義務化がはじまります!



建築物省エネ法とは

平成27年7月8日、新たに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が制定されました。本法は、建築物の省エネ性能の向上を図るため、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置を一体的に講じたものとなっています。

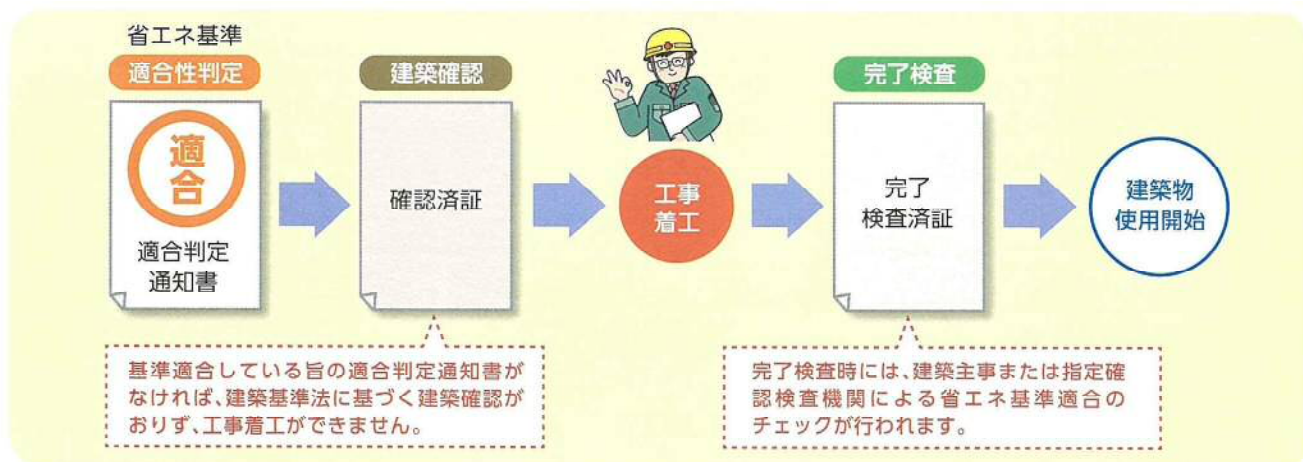
なお、平成29年4月より始まる規制措置の「省エネ基準適合義務」については、以下のとおりです。

規制措置「省エネ基準適合義務」について

平成29年4月より、建築物省エネ法における規制措置の施行にもとづき、建築主は2,000m²以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には、所管行政庁または登録省エネ判定機関による適合性判定を受けることが義務付けられます。適合性判定の対象となる建築物については、省エネ基準に適合していなければ、建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなりますので、注意する必要があります。



2,000m²以上の非住宅建築物



平成29年4月より、規制措置では以下についても施行されます……………

届出義務

300m²以上の建築物については、従来どおり新築や増改築をする際の届出が必要となります。届出された計画が、省エネ基準に適合せず必要と認める場合は、所管行政庁より計画の変更の指示・命令が出されるなど、規制が強化されます。



300m²以上の住宅・非住宅建築物

▶▶お問い合わせ先

省エネサポートセンター

サポートセンターでは、以下の事項に関するご質問を受け付けています。

1. 建築物省エネ法に関する事項 2. 低炭素建築物に関する事項 3. 現行省エネ法に関する事項

●受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

●メール：q30ene@jsbc.or.jp ●FAX：03-3222-6610 ●TEL：0120-882-177

※ご質問の前に FAQ（よくある質問と回答）をご確認ください。（<http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/faq/>）

※電話は混み合って通じない事がありますので、なるべくメール、FAX をご利用ください。